

銀のスプーン

34集

銀のスプーン ペンクラブ

まえがき

創刊二十七年になりました。故三宅啓弘（啓正）さんによって灯されたこの小さな火は絶えることなく燃え続けてきました。創刊号は「自分と自分を取りまくナマの生活などを文とか詩歌、俳句として表現する、書きとどめることは、それが個人的なやさかな体験でもその積み重ねは国、民族、社会の歴史にもなる……」のまえがきで始まりました。この思いは今も受け継がれ、私たち市民の生活や思いをつづることによって時代を映してきました。初めて原稿を書くといわれる方、いつも書かれているマニアといえる方、書くことはプロの方など、さまざまな方の参加がありました。

文学の素養がない私が編集を受け持つて六冊目になりました。関係する多くの方々のお陰と感謝しております。まだまだ満足できるものではありませんが、さらなる指導、支援をお願いいたします。

昨年を振り返りますと、三月に第三十三集を発行いたしました、『銀のスプーン』

にとつては穏やかな一年でした。しかし秘密保護法という大激震が走りました。私達ペンを持つ者には看過できるものではありません。期せずして多くの方から寄稿がありました。予定していた企画テーマ「東北大震災・原発事故」に代えて「秘密保護法・世相・政治」とさせていただきました。「家族・絆」のテーマは継続しています。寄稿いただいた三十二の作品を四つのセクションにまとめました。編集者の独断と偏見をお許しください。

秘密保護法・世相・政治

本妙寺住職の池上さんは「お手盛り法案」だとその不当性を書かれました。教育者の浜本さんは明治時代に軍の横暴に対して闘った教育者の歴史を挙げてその危惧を、ジャーナリストの平田さんは世界で繰り広げられている情報合戦について戯画風に、恩田は最近の世相、政治についての思いを、システムエンジニアの河合さんは原発問題について書いていただきました。エッセイストの尾島さんは差別問題を子ども時の体験を通して教育の場での対応を、平田さんはアメリカでの人種差別と闘ったキン

グ牧師のことを書いています。村山さんは「慣れ」についての警告。

家族・絆

横浜にお住いの植月さんは前集に続き母との思い出を、大西さんは戦時中の疎開の経験と和歌山編として書いていただきました。猪名川町でそば屋「まんか」を営まれていた福中さんは一昨年ご主人に先立たれた追憶を文と短歌で、その悲しみを受け取りました。ご冥福を祈ります。

俳句・随筆

高齢の磯崎さんは戦時にフィリピン沖で失った戦友の鎮魂を前集に続き俳句に、常連の大和さんは暮らしの中から俳句を。

地元川西の北上さんはいつもながらの優しい思いを二編。編集委員の芹生さんと徳永さんは生活習慣となっているラジオ体操での出来事を。福留さんは笑うことの大切さを。初参加の桃谷さんは子どもの頃の体験を。ロマンチストの牧さんは紫陽花にまつわるエピソードを、作家の田靡さんは画家高野卯港の世界を随筆に。

スポーツ・旅・歴史

医師の坂東憲司さんは毎年参加しているヨーロッパでのヨットレースの体験を、初参加の寄稿をお願いしました。恩田はヨット部時代からの思いを。速水妙子スヴェンソンさんはスウェーデンの帆船ヨーテボリ号のことを。ミクロネシア連邦友好二十五周年記念行事でお会いしたスリランカ人の池本ニルミさんは美しい母国のPRで初参加。『ペンバード』など旅行誌を執筆されている小森さんはマレーシアのコタキナバルへの旅を書いていただきました。日豪協会員でオーストラリア大好きの河合さんはザリガニ捕獲作戦の第三編を。ジャーナリスト平田伊都子さんは中央アフリカ共和国について注目。郷土史家の菅原さんは多田の薬師佛が東京で祀られていることが地元にあまり知られていないことを、作家の田靡さんは椎名麟三に関する歴史を寄稿いただきました。

寄稿者は初参加の三名を加え二十四名になりました。もっと読みやすくという要望もあり、字の大きさを九ポイントから一〇・五ポイントへ変更しました。ページ建て

など変わって迷惑もおかけしましたが、いかがでしょうか。その影響もあつてページ数の都合上、次集の原稿とさせていただいた作品もあり、失礼しました。投稿を思いながら諸般の事情で見送られた方、健康上断念された方などお聞きしています。これから末永く執筆いただくことを心からお願ひいたします。

三十五集の寄稿お願い

次の集の発行を来年三月に目標を置き、寄稿のお願いをします。投稿規定は基本的には変わりませんが、ポイントの変更はお許しください。企画テーマも提案ください。提案やご意見もお待ちしています。新しく参加される方の掘り起こしをお願いします。ペーパーレス時代になっていますが、本という形は貴重なもので、気がいたら蔵書に『銀のスプーン』があつたともお聞きしています。末永くお付き合いください。

二〇一四年三月 編集長 恩田 怜

編集委員 芹生弘、村山茂、池上正示

目次

まえがき

秘密保護法・世相・政治

特定秘密保護法の真意……………池上正示 12

修猷館中学校投石事件——教育の自立を貫く校長——…浜本純逸 17

「秘密保護法」の施行を前に

楽しいスパイ世界大会……………平田伊都子 34

——楽しくない、知る知らせる権利を奪う特定秘密保護法——

日々雑感 世相と政治を考える……………恩田 怜 39

原子力発電と政治を考える……………河合成一 54

ものを言う勇氣……………尾島生子 56

「アイハブアドリーム」あなたの夢は何ですか?……………平田伊都子 74

「慣れ」がいちばん怖い……………村山茂 79

家族・絆

母とわたしの昭和史(2)……………植月京子 82

私の昭和史 和歌山編……………大西富子 115

夫への感謝……………福中保江 124

さようなら(短歌)……………福中保江 127

俳句・随筆

戦友(俳句)……………磯崎隆子 130

民の煙(俳句)……………大和齊 132

一片の追憶……………北上弘美 134

姉からの贈り物……………北上弘美 139

ラジオ体操の丘……………芹生弘 141

余生……………徳永菊代 144

笑いヨガ（ラフターヨガ）……………福留正治 153

真夜中の珍客……………桃谷道子 160

秘すれば花 紫陽花……………牧 彰 162

生きることの哀しさ その哀愁を絵になぞり……………田 靡 新 165

——高野卯港の世界——

スポーツ・旅・歴史

ワールドカップ参戦記……………坂 東 憲 司 172

スターボーで行け —— 風に逆らって生きる……………恩 田 怜 179

スウェーデン便り（5）……………速水妙子スヴェンソン 188

帆船ヨーテボリ号中国へ行く

自然と歴史の宝庫スリランカ……………池本ニルミニ 196

「老年H」を訪ね……………小森宰平 204

コタキナバル、走る走る

オーストラリア物語（3）……………河合成一 214

ペンデレ ミンギ とても美しい……………平田伊都子 218

今でも崇敬されている多田の薬師……………菅原巖 224

椎名麟三にとって「故郷」は何だったのか……………田摩新 230

「椎名麟三生誕百年展」後 一裕未亡人との往復書簡……………田摩新 234

あとかき

西行の歌碑を愛する会

東北大震災・大津波・原発事故

福島の子どもの達の保養プログラム／お正月のつどい 被災家族を迎えて

寄稿者紹介

秘密保護法・世相・政治

特定秘密保護法の真意

池上 正示

二〇一三年十二月六日夜、特定秘密保護法が強行採決された。その陰で、「改正」生活保護法が、与党の賛成多数で成立した。この二つの立法に通底するものは、同根だと思う。

二〇一二年、迷走する民主党政権下で、「生活保護バッシング」が流行した。火付け役は自民党の片山さつき議員。人気のお笑いタレントの母親が生活保護を受給していたという報道を取り上げ、以来、生活保護の不正受給や受給者の飲酒・パチンコ等の話題がマスコミを賑わせ、受給者の生活態度を監視する条例を制定する自治体も現れた。やがて政権を奪還した自民党は、生活保護法の見直しを政策に掲げ、不正受給の取締りの強化と、受給手続きの厳格化を定めた「改正」法案を国会に提出する。そ

れまで口頭でも受理できた申請を文書申請として資産状況を確認し、扶養可能な家族がいる場合、その家族に扶養を勧告し、拒否の場合、説明を求める内容だ。

反貧困ネットワークの雨宮処凛氏等、貧困問題に取り組んでいる人々や団体は反対した。当然だ。例えば明日の食住も覚束ないネットカフェ難民に、詳細な書類が整えられるだろうか？ 家族の虐待から逃れている人に、家族が頼りになるだろうか？ また、家族に迷惑が及ぶのをおそれ、申請をためらう困窮者も続出するだろう。何よりも、本来受理すべき生活保護申請を、役所の窓口で難癖を付けて受け付けない「水際作戦」が、これまでも横行していたが、この「改正」は「水際作戦」を合法化してしまう。結局、この「改正」案は、一三年六月、一度は廃案となった。

それが、特定秘密保護法の喧騒に紛れる形で再提案され、可決、成立。不適切な受給者が多いからと言うが、いわゆる不正受給者は、全体のほんの一部だと聞く。受給者の飲酒やパチンコは、感心できないかも知れないが、違法ではない（特にパチンコ業界は、意図的に困窮者を客層に狙うとも聞く）。まず家族に頼れと言いたいらしいが、

ここ数年、家族ぐるみで孤立して窮死した例は多い。生活保護受給者の急増は、怠け者が増えたからではなく、近年の新自由主義政策による雇用の不安定化と格差の拡大であることは、明白だろう。国の政策で困窮者が増えたのならば、それをケアするのは納税者国民に対する国の責務のはずで、「生活保護の受給は恥」どころか、正当な権利だと思うが、なぜ政権与党は、かくも生活保護を目の敵にするのだろうか。

そこで注目すべきは特定秘密保護法の内容だ。行政の責任者の一存で秘密を指定し得る。漏えいした公務員への量刑は最高懲役一〇年で、国会議員も例外ではない。

「不当な」方法で入手・暴露した場合は民間人も処罰対象で、未遂や計画段階でも処罰し得るという、極めて異例の抑圧的性格を持つ。日本国憲法では国会の国政調査権を定めているが、この法律はそれを空文にし得る。また、刑事罰を伴う法律は、国会のみが制定し得るが、行政が特定秘密を指定することで、行政が課罰権を握ることになり、「国会は国政の最高機関」と定めた憲法の理念も骨抜きになる。議会制民主主義の自殺につながりかねない内容なので、自民党内でも政党人の長老たちは反対した。

司法の行方も考えてみよう。私が住む熊本県は、水俣病とハンセン病という二大国民訴訟の舞台となったが、どちらも裁判の過程で明らかになったのは、行政の隠蔽と無責任の体質だった。行政は水俣病が公式確認された後もチツソを庇い、チツソは六〇年代まで不知火海に有機水銀を流し続け、その責任が明白になった後も、被害者の切り捨てに励んでいる。ハンセン病訴訟でも、行政は隔離政策の過ちを認めようとせず、国側代理人の司法官僚は、強制断種・堕胎の被害に遭った原告の元患者に心ない尋問を浴びせ、原告弁護士から「犯罪的訴訟活動」と非難された。さすがに戦後の裁判所は国の過誤を無視できず、双方とも国の責任を認めた。が、その時点で特定秘密保護法が存在し、行政が都合の悪い事実を全て秘密に指定したならば、どうだっただろうか？ 公正な審理は不可能となり、国を相手の訴訟で原告の勝算は皆無となる。

これこそが、政権与党・官僚・大資本の複合体としての「国」が、最も欲しがっていた権力ではなからうか？ 「日本はスパイ天国」と喧伝されるが、国家公務員法や自衛隊法で、機密漏えいには相当の罰則を定めているので、この法律に急迫の必要性

があるとは思えない。肥大した行政権Ⅱ「国」が、国会や裁判所の掣肘を受けることなく、「国益」の名の下に利己的な利益配分と「開発」を行い、それで生じた弱者の損害は無視する。それが憲法を「改正」することなく実現可能な法律だ。

以上、特定秘密保護法とは、下野と3・11後の脱原発デモの高まりを「学習」した政権与党が、「貧乏人には金を回さず、文句を言わせず、自分たちの権益は死守し続ける」ための、その意味で「改正」生活保護法と同根のお手盛り法だと思うが、いかがだろうか？